

慶応義塾大学藤原記念工学部同窓会東海支部規約(案)

- 第1条 慶応義塾大学藤原記念工学部同窓会（以下「同窓会」という）会則第____条により東海地区に支部をおき同窓会東海支部（以下「支部」という）と称する。
- 第2条 東海地区の範囲は愛知県、岐阜県、三重県とする。
- 第3条 支部は支部会員相互の親睦を厚くし知識の交換を図り併せて慶応義塾の興隆に寄与するをもって目的とする。
- 第4条 支部は前条の目的を達するため次の事業を行なう。
(1) 総会、親睦会、講演会等
(2) 名簿の作成
(3) 同窓会との連絡に必要な事項
(4) その他必要な事項
- 第5条 支部会員は同窓会会則第2章に定める会員（以下「会員」という）のうち東海地区に在住または勤務する者とする。
東海地区に近接した府県に在住する会員のうち希望する者は支部会員になることができる。
- 第6条 支部に次の役員をおく。
(1) 支部長1名
(2) 副支部長2～3名
(3) 支部幹事若干名
- 第7条 支部長および副支部長は幹事の推せんにより選出する。
- 第8条 支部長は支部を代表し支部を統括する。
- 第9条 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはこれを代行する。
- 第10条 支部幹事は支部会員中より選出する。
- 第11条 役員任期は2年とし再任再選を妨げない。
- 第12条 業務を円滑に実施するたの事務局をおく、事務局は支部長の持ち回りとし事務局員は支部長が支部会員中より委嘱する。
- 第13条 支部は原則として年1回総会を開催する。
- 第14条 支部総会は次の事項を審議する。
(1) 支部規約の改廃
(2) 役員の新改任
(3) 事業に関する事項
(4) その他
- 第15条 支部幹事会は支部長、副支部長および支部幹事をもって構成し必要に応じて次の事項を審議する。
(1) 総会に提出する議案
(2) 事業に関する事項
(3) その他
- 第16条 支部の運営は本部からの交付金、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる
- 第17条 支部の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第18条 この規約は昭和50年12月____日より発効する。